

窓等の断熱性能表示制度が変わります。

※平成23年4月1日施行

経済産業省では、平成18年4月施行の改正省エネ法に基づき策定した住宅の「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン」を平成22年5月24日に改正しました。

その背景には、地球温暖化防止に対する生活者の省エネへの意識高揚を目指し、生活者の目線でわかりやすい性能表示へのニーズの高まりがあります。そこで「省エネ建材等級ラベル」を既存のラベルから「窓ラベル」表示に一本化されることになりました。

窓等の断熱性能表示ラベル

断熱商品の「省エネ建材等級ラベル」は、「窓ラベル」「サッシラベル」「ガラスラベル」を一本化。
ラベル表示は「窓ラベル」に変わります。

従来の「窓ラベル」



従来の「サッシラベル」・「ガラスラベル」 ※平成23年3月末までに廃止



「サッシラベル」・「ガラスラベル」は廃止



窓ラベルに一本化

※平成23年4月1日より

※窓ラベルの大きさは、たて3cm以上、
よこ5cm以上になります。

省エネ建材等級表示方法について

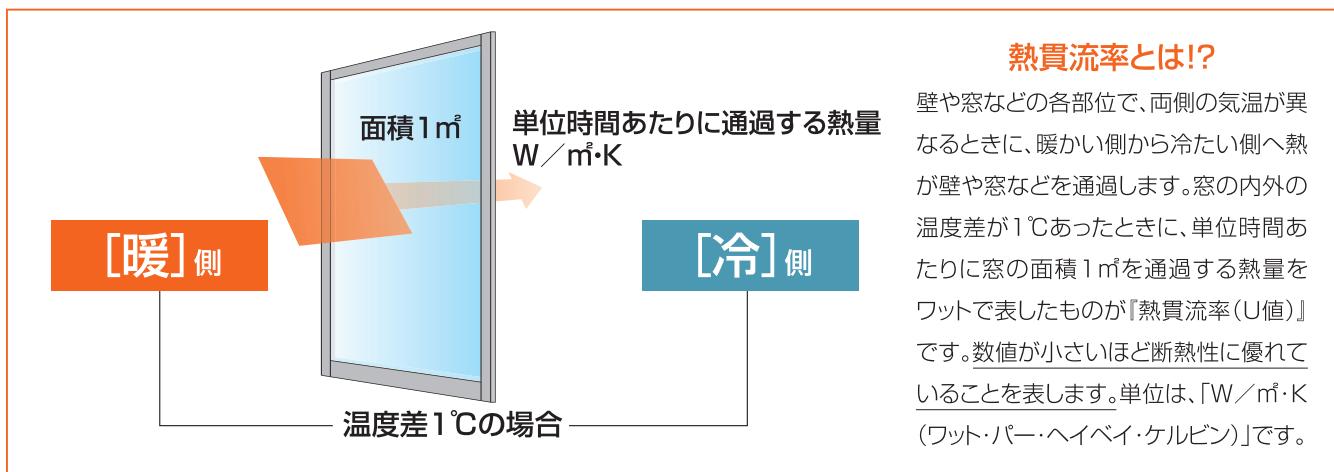
- ①省エネ建材等級区分は、開口部基準の熱貫流率にて4つに区分されます。
- ②窓の熱貫流率の測定方法は、JIS A4710-2004「建具の断熱性試験方法」に準拠します。
- ③断熱性の高さは、4つの☆マークの塗りつぶしにより段階別に表示します。
- ④ラベルの貼付については窓製造メーカーや窓の組立事業者などが行います。

省エネ建材等級表示区分について

	窓			
表示区分	熱貫流率が2.33以下のもの	熱貫流率が2.33を超え3.49以下のもの	熱貫流率が3.49を超え4.65以下のもの	熱貫流率が4.65を超えるもの
等級記号	★★★★★	★★★★☆	★★★☆☆	★☆☆☆☆
ラベル表示				

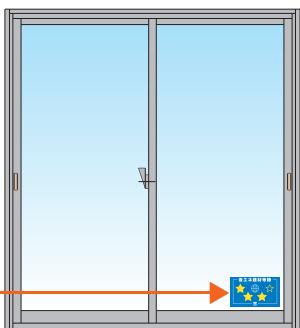
断熱性能が
高い ← → 断熱性能が
低い

- 等級記号の★1つのラベル貼付については、協会加盟各社の自主判断で貼付されない場合があります。
- 玄関ドア・玄関引戸・勝手口ドア・勝手口引戸についてはラベル貼付いたしません。
- 同じ仕様のガラスを使用していても窓のサイズ(面積)により断熱性能は異なる場合があります。
そのため同じ窓でもサイズにより、等級記号が異なる場合があります。



ラベルの貼付位置

省エネ建材等級ラベルの貼付位置は(社)日本サッシ協会自主基準で室内側から見て右下隅の貼付を原則とします。



室内側

製造事業者を特定する表示

窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは、名称または商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項を表示します。



表示例